

郡中景観計画区域の行為制限（景観形成）基準

建築物		
形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺に圧迫感を与えない形態とするよう配慮する。</li> <li>・周辺の景観や町並みや建築デザインとの調和に配慮する。</li> </ul>	
意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とする。</li> <li>・周辺建築物の屋根が入母屋や切妻などである地区では、これらの屋根の形態との調和を図るため、原則として、勾配屋根を設ける。</li> <li>・屋上設備は、目立たない位置に設け、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮する。これにより難しい場合は、目隠し措置など修景措置を講じる。</li> <li>・屋上工作物は、建築物本体と調和を図るとともに、スカイラインに与える影響を軽減させるよう、すっきりとした形態とする。</li> <li>・屋根、壁面、開口部などの意匠に配慮し、威圧感や圧迫感を軽減する。</li> <li>・外見できる壁面などの意匠の釣合いに配慮し、全体としてまとまりのある意匠とする。</li> </ul>	
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩を基調とし周辺景観との調和を図る。</li> <li>・建築物に落ち着きをもたせるため、色彩の性質を十分考慮する。</li> <li>・周辺景観と対比する色相を使用する場合は、周辺の色調及び規模に十分留意し、対比調和の効果が発揮できるよう十分考慮する。</li> </ul>
	敷地内の位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺に与える威圧感を軽減し、かつ修景緑化を図るための空地を確保するため敷地境界線から極力後退する。</li> <li>・建築物の壁の位置（壁面線）を整えることにより適正な道路空間を確保する。</li> <li>・建築物及び工作物の規模を勘案して釣合いよく配置するとともに、集合住宅等規模の大きな建築物については、その圧迫感を軽減するため、地域の景観木となるような巨木植栽を行う。</li> </ul>
	素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観に調和し、長期間にわたり良好な景観が維持できる素材を使用する。</li> </ul>
	工作物	
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の事項及び基準に準じるものとする。ただし、やむを得ない場合は、工作物の種類及び用途に応じて形態等を工夫し、周囲の景観との調和を図る。</li> </ul>	
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外観の色彩の制限は、景観形成の方針に沿って周辺の景観との調和に配慮することを基本とし、高明度・高彩度のものは使用しないこととする。</li> </ul>	
開発行為		
造成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺環境との調和に配慮し、擁壁や法面が生じないよう、土地の形状変更は最小限になるよう努める。</li> </ul>	
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木の伐採は必要最小限にとどめる。</li> <li>・やむを得ず生じた法面を含め、区域内は緑化修景を行う。</li> </ul>	
屋外における物品の集積又は貯蔵		
遮へい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集積又は貯蔵は、道路などの公共用地からできる限り見えないよう配慮し、適切な集積又は貯蔵に努める。</li> <li>・敷地外からの出入口は、できる限り限定するとともに、道路などの公共用地からできる限り見えにくい位置とする。</li> </ul>	
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物件を積み上げる場合には、可能な限り低くするとともに整然かつ威圧感のないように積み上げるように努める。</li> </ul>	
土地の区画形質の変更		
形状その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更後の形状は、屋外における物品の集積又は貯蔵の方法の項の基準に準じるものとする。</li> <li>・行為終了後、土地の不整形な分割又は細分化は避ける。</li> </ul>	
水面の埋立や干拓		
形状その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為終了後は、植栽など周辺景観に配慮する。</li> <li>・護岸は、生態系や景観に留意して自然素材を用いるとともに、親水性に配慮する。</li> </ul>	
木竹の植栽又は伐採		
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺環境に調和するよう、敷地境界への植栽や遮へい目的の植栽に努める。</li> <li>・樹種は郷土種を基本に、周辺緑化との連続性や将来の景観木育成にも配慮する。</li> </ul>	
伐採	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観への影響に配慮するとともに、伐採後の景観性にも留意する。</li> </ul>	